浄化槽をご利用の皆様へ

●浄化槽の役割

私たちは、毎日の生活の中でたくさんの水を使用しています。しかし、その水の大部分は 汚水となり河川等に流れています。汚水をそのまま流してしまっては、美しく豊な自然は破壊されてしまいます。汚水を処理して、きれいな水を取り戻す役目を担っているのが浄化槽です。

●浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者とは、浄化槽法第7条で「浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者」と定められており、例えば、戸建て住宅で浄化槽を使用されている場合、一般的には、そこにお住まいの方が浄化槽管理者となります。

浄化槽管理者は使用している浄化槽の機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理を 行なわねばなりません。

●浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化する装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、日常における適正な維持管理が必要です。**浄化槽の維持管理は保守点検・清掃・法定検査に分かれており、浄化槽法で定期的に実施することが義務付けられています。**

維持管理が適正に行なわれないと、浄化槽の機能が低下し、地域の河川や湖沼などの環境汚染の原因になるばかりでなく、浄化槽の機能を正常に戻すための余分な費用がかかることになります。



【保守点検】

浄化槽は微生物によって汚水を処理する装置であるため、その微生物が活発に活動できる状況を常に保つ必要があります。そのためには、個々の浄化槽によって使用する人員や使用状況、処理方式や大きさも異なるため、その浄化槽に沿ったメンテナンスが必要となります。この作業が保守点検です。

保守点検は、浄化槽が正しく働いているかを点検し、装置の調整・修理・汚泥の状況確認

を行い、清掃時期の判定や消毒剤の補充などを行ないます。**家庭用の小型浄化槽であれば、4ヶ月に1回以上行なうように定められています。(保守点検の回数は浄化槽の大きさ処理方式により異なります。**)

保守点検については、大阪府の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

※大阪府浄化槽保守点検業登録業者名簿については、し尿処理施設で閲覧できます。

【清掃】

浄化槽内に溜まった微生物の死骸や汚泥などの引き出し、機器類の洗浄・清掃を行なう作業です。一般家庭の場合、年 1 回以上の清掃が義務付けられています。この作業を怠ると浄化槽の機能低下や汚物の流出、悪臭の原因となります。

浄化槽の清掃は能勢町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

能勢町浄化槽清掃業許可業者(順不同)

【法定検査】

法定検査とは、保守点検や清掃とは別に大阪府知事指定検査機関が行なう浄化槽の機能診断のことで、2種類の検査があります。

浄化槽管理者には浄化槽法により、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認する必要性 から全ての浄化槽に対して法定検査の受検を義務付けています。

法定検査は、浄化槽管理者が自ら指定検査機関に申込む必要があります。

設置後の水質に関する検査(7条検査)

浄化槽が適正に設置され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽使用開始から3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に受検することが義務付けられています。

定期検査(11条検査)

保守点検や清掃が適正に行なわれ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。年1回受検することが義務付けられています。

検査申し込み先

大阪府知事指定検査機関

社団法人 大阪府環境水質指導協会 TeLO72-257-3531

●浄化槽は日常の管理が大切です

浄化槽の使用者は日常の使用にあたり、次の点に注意して下さい。



浄化槽及びし尿の汲取りについての問合せは、し尿処理施設までご連絡下さい。

能勢町し尿処理施設 能勢町下田119番地の31 Tel 072-731-3089